

令和4年度第2回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会
会議次第

日時 令和4年5月26日(木) 午後1時30分

場所 四街道市企業庁舎2階会議室

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
 - (1) 下水道使用料の改定案について
4. その他
5. 閉会

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会委員名簿

区分ごとに五十音順(令和4年2月25日現在)

(敬称略)

役職	氏名	所属等	区分
会長	太田 正	作新学院大学名誉教授	学識経験者
副会長	竹村 圭介	千葉県印旛沼下水道事務所長	学識経験者
委員	笠原 謙一	日本下水道協会	団体代表者
委員	加藤 実	四街道市指定管工事業協同組合	団体代表者
委員	下里 正子	四街道市消費者友の会	団体代表者
委員	成田 節子	四街道市商工会	団体代表者
委員	山本 晃嗣	日本水道協会	団体代表者
委員	清水 明	市民	公募
委員	瀬藤 一郎	市民	公募
委員	田汲 明	市民	公募

任期: 令和4年2月1日～令和6年1月31日



下水道使用料の改定案について

2022(令和4)年5月26日
四街道市 上下水道部

目次

① 前回のまとめと今回の変更点	
(1) 平均改定率	P. 2
(2) 基本水量制の廃止と累進度の緩和	P. 3
② 下水道使用料改定案の詳細	
(1) 下水道使用料単価表	P. 4
(2) 下水道使用料の請求額	P. 5
(3) 下水道の従量使用料単価	P. 6
(4) 下水道事業の純利益と預金残高	P. 7
(5) 下水道使用料の水準	P. 8

① 前回のまとめと今回の変更点

(1) 平均改定率

・前回の事務局案

経営戦略では、自己財源以外で取得した資産の減価償却費に相当する長期前受金戻入が全額含まれている形で総費用と総収益が均衡する（純利益を計上する）ように平均改定率13%として推計を行ったが、本審議会における推計では、損益収支（総括原価）方式を基本としつつ、更新の際に国庫補助金が見込める資産分の減価償却費を控除した総費用を、長期前受金戻入を含まない下水道使用料のみでまかなう推計とし、平均改定率を25%とした。

・いただいた意見

平均改定率が経営戦略の13%から25%に上がっており、各種物価も上がる中で、下水道使用料も改定となると生活に与える影響が大きい。複数年に分けて改定するなど、何か影響を軽減することはできないか。

・意見を反映して変更した点

今回の改定案では、**平均改定率18%**としている。損益計算上で**純利益を計上すること**を原則としつつ、使用料算定期間である令和5年度～8年度において、災害時等の運転資金として約半年分の下水道使用料である**6億円を確保すること**を目標とした。また、複数年度に分けて改定を実施することは、基準外繰入の削減が経営に与える影響が大きいいため、改定率の引き上げにつながることもなり、難しいと考える。

① 前回のまとめと今回の変更点

(2) 基本水量制の廃止と累進度の緩和

・前回の事務局案

汚水量10m³までは使用料を定額とする基本水量制を廃止し、1m³より従量使用料を賦課する体系に変更する。

適正な経費負担を考慮すると、汚水量に比例する従量使用料は一律になると考えられるため、現在は大きなものとなっている小口使用者と大口使用者の間の料金の差（＝累進度）を緩和していく。

・いただいた意見

大口使用者の累進度を緩和していくため、従量使用料の501m³～は単価改定を実施しないとしているが、そのために小口使用者に負担がかかっているのではないか。大口についても値上げをすれば、小口の負担が減るのではないか。

・意見を反映して変更した点

下水道使用料の計算は、大口使用者は大口の単価が全汚水量にかかるわけではなく、汚水量の水量区分に応じて段階的に賦課されるため、大口の使用者も小口使用者と同じように改定された単価で賦課されている。

しかしながら、前回の事務局案の平均改定率25%の場合、小口使用者の現行使用料に対する改定率が大きくなっていたため、今回の平均改定率18%では、小口使用者の改定率を抑制して設定した。なお、合わせて、501m³～1,000m³については値上げとするが、累進度の緩和のため1,001m³～の単価は改定を実施しない。

② 下水道使用料改定案の詳細

(1) 下水道使用料単価表

下水道使用料は、基本使用料+従量使用料の2部料金制となっており、使用していれば汚水量に関係なく賦課される基本使用料と、汚水量 1 m³ごとに賦課される従量使用料に分かれている。

全体として、基本水量制を廃止したことで 1 m³~の従量使用料単価が設定されている。また、平均改定率 18%案では、流域下水道維持管理負担金の増加を見込んだことにより使用料対象経費が増加しており、使用料も全体として値上げとなるところだが、平均改定率の減少を従量使用料単価で調整しているため、従量使用料単価は減少している。

(単位：円、税抜き、1 m³あたり)

		現行	平均改定率 25%	平均改定率 18%	差額 (改定率 18% - 現行)
水量区分 (m ³)	基本使用料	850	810	840	△10
	従量使用料				
	現行				
	改定案				
基本水量	1~10	0	40	30	+30
	11~20	110	130	120	+10
	21~30	125	150	140	+15
	31~50	145	170	160	+15
	51~100	175	200	190	+15
	101~500	200	210	210	+10
	501~1000	225	225	230	+5
	1,001~	250	250	250	0

基本水量制廃止

② 下水道使用料改定案の詳細

(2) 下水道使用料の請求額

下水道使用料改定案では、～10m³の水量区分について新規に従量使用料を設定したため、小口使用者の水量区分において差額の増加率が大きくなっている。

平均改定率18%案については、平均改定率25%案に比べ、平均改定率を下げたことで従量使用料単価が減少しているため、請求額が減少している。

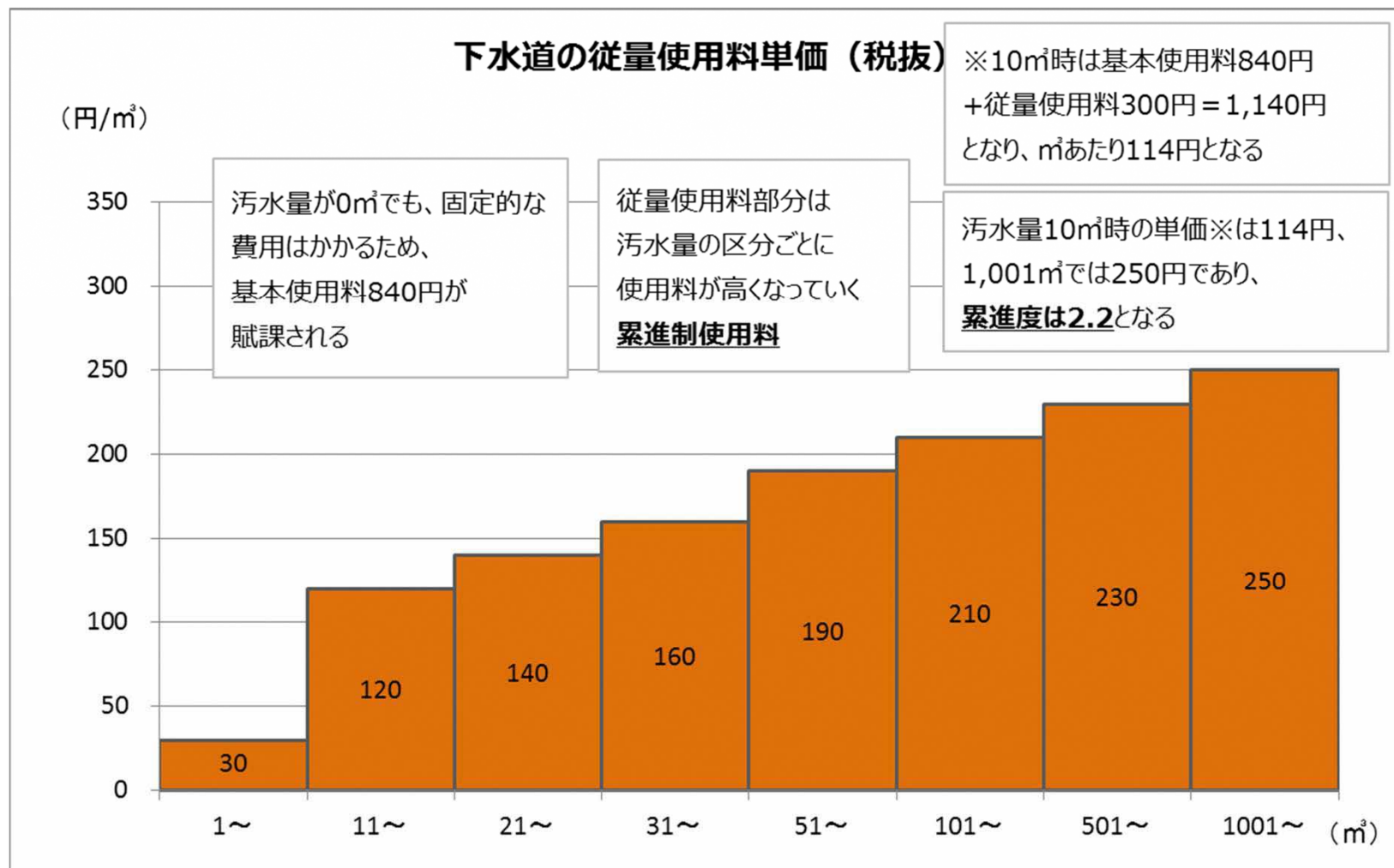
(単位：円、税抜き、1か月あたり)

使用水量例 (m ³)	現行	第1回審議会案 (改定率25%)	第2回審議会案 (改定率18%)	差額 (改定率 18% - 現行)
0	0	810	840	+840
5	850	1,010	990	+140
10	850	1,210	1,140	+290
20	1,950	2,510	2,340	+390
30	3,200	4,010	3,740	+540
40	4,650	5,710	5,340	+690
50	6,100	7,410	6,940	+840
70	9,600	11,410	10,740	+1,140
100	14,850	17,410	16,440	+1,590
500	94,850	101,410	100,440	+5,590
1,000	207,350	213,910	215,440	+8,090
3,000	707,350	713,910	715,440	+8,090

② 下水道使用料改定案の詳細

(3) 下水道の従量使用料単価

下表は平均改定率18%の場合の料金表をグラフに置き換えたもので、0m³でも基本使用料が発生すること、旧基本水量内の従量使用料が安価に設定されていること、累進制となっており水量区分が大きくなるほど単価が上がっていくことがわかる。



② 下水道使用料改定案の詳細

(4) 下水道事業の純利益と預金残高

下水道事業は、使用料の改定を行わない場合、2023(令和5)年度には赤字経営となり、2026(令和8)年度には預金残高がマイナスとなる。

本改定案では、①使用料算定期間において純利益を確保すること、②算定期間最終年度である2026(令和8)年度末において、下水道使用料の約6か月分である6億円を確保することを目標として、平均改定率を18%と設定している。

	使用料算定期間 (単位:千円、税抜き)					
	R3	R4	R5 (改定なし)	R6	R7	R8
現行 (改定なし)						
純利益	8,153	8,370	△104,295	△101,480	△148,805	△157,086
預金残高	160,682	248,657	125,865	79,240	7,544	△61,560
平均改定率 18%	R3	R4	R5 (18%改定)	R6	R7	R8
純利益	8,153	8,370	60,895	64,696	17,043	7,653
預金残高	160,682	248,657	291,055	410,606	504,758	600,393
平均改定率 25%	R3	R4	R5 (25%改定)	R6	R7	R8
純利益	8,153	8,370	125,136	129,320	81,540	71,718
預金残高	160,682	248,657	355,296	539,470	698,119	857,819

6億円確保

② 下水道使用料改定案の詳細

(5) 下水道使用料の水準

四街道市の現行の下水道使用料は、印旛沼流域下水道接続団体の中で4番目に安く、平均改定率18%の場合は、県内平均をわずかに上回るが、全国平均は下回っている。

なお、多くの事業者が基準外繰入金を財源とすることで使用料を低く抑えているため、使用料水準についてはその点を考慮する必要がある。

